

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用について

厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 付
政策統括室

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会

1. 検討事項

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に基づき、

- ・社会保障に係る資格におけるマイナンバーとの情報連携に関する利活用策
- ・マイナポータルを活用した資格情報の閲覧や人材確保策等更なる利活用策について、有識者と資格関係団体で構成する検討会において検討を行う。

2. 構成員

秋山 智弥	公益社団法人日本看護協会副会長
石倉 正仁	全国社会保険労務士会連合会副会長
今村 文典	公益社団法人日本介護福祉士会副会長
宇佐美 伸治	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
小野 太一	政策研究大学院大学教授
神成 淳司	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
◎田中 滋	埼玉県立大学理事長
長島 公之	公益社団法人日本医師会常任理事
樋口 範雄	武蔵野大学法学部 特任教授
松本 純夫	独立行政法人国立病院機構 東京医療センター 名誉院長
渡邊 大記	公益社団法人日本薬剤師会常務理事

※◎は座長。

3. 対象資格 (31資格)

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、**看護師、准看護師**、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、**介護福祉士**、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、栄養士、保育士、介護支援専門員、**社会保険労務士**

※太字の資格については、検討会に資格関係団体が出席。

4. 日程

10月20日より、3回程度検討会を開催し、年内目途で報告書を取りまとめる予定。

※来年の通常国会に番号法等の法改正（資格管理について、情報連携できるよう番号法別表に該当業務を追加する。）。サービスインは令和6年度以降。

論点1：届出の簡素化及びオンライン化について

(1) マイナンバーの登録と添付書類の省略

- 登録の申請時又は登録事項の変更時にマイナンバーの提供を求める。
- マイナンバーを提供した者については、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しの提出を省略する。
 - ・登録事項の変更後、登録済証明書を発行することとし、希望する者についてのみ免許証等の書換えを行う。
 - ・法令遵守の観点から、1年に1回の頻度で地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に資格者情報を照会し、必要な届出がなされていない有資格者に対しては届出勧奨を行うこととする。
 - ・将来的に、氏名、本籍地等の変更を自動的に把握できるシステムが、費用面を含めて整備可能となれば、届出の手續自体を不要とすることも検討する。

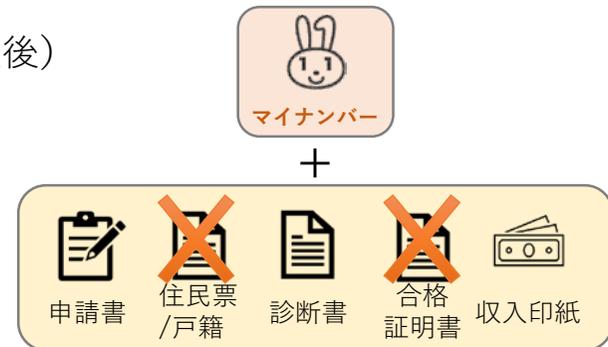
[登録の申請時（免許取得時）]

(現状)



※診断書については医療系資格等のみ

(導入後)



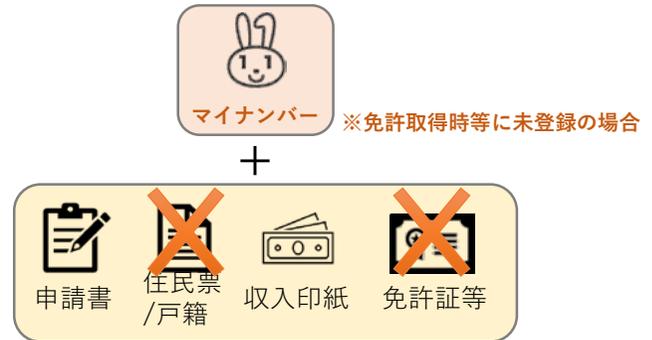
※診断書については医療系資格等のみ
※※国家試験の合格証明書については、申請書に国家試験の施行年月、受験番号と受験地を記載することで添付を省略する。

[登録事項（氏名、本籍地都道府県名、性別等）の変更時]

(現状)



(導入後)

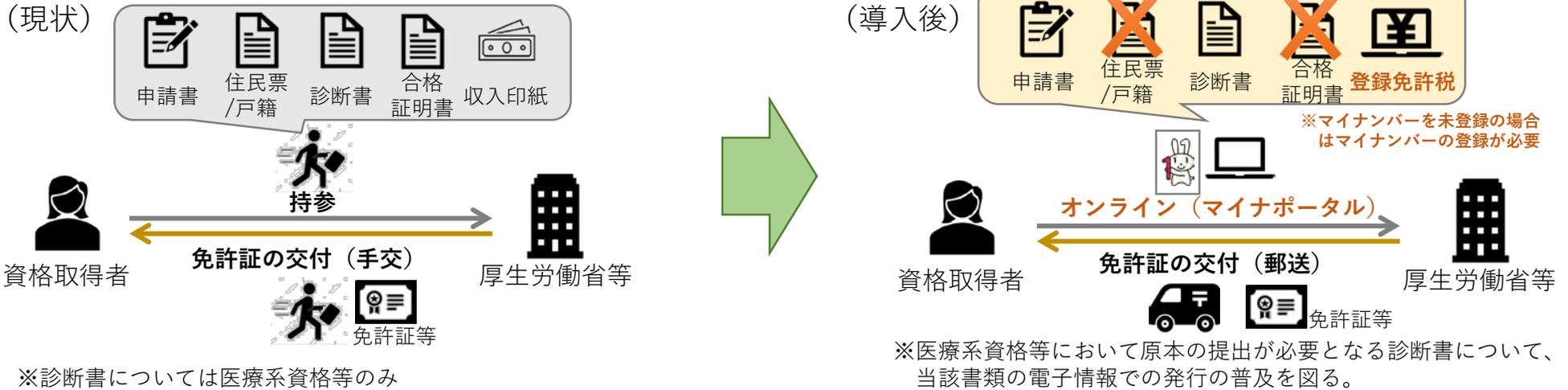


論点1：届出の簡素化及びオンライン化について

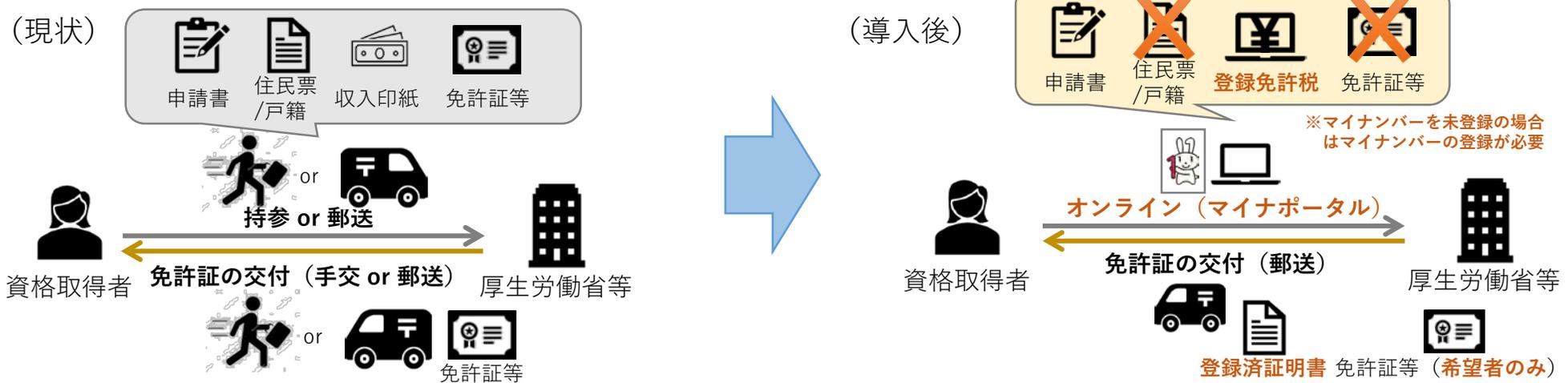
(2) マイナンバーカード・マイナポータルを活用した申請のオンライン化

- 前項のマイナンバーの登録を前提として、マイナンバーカードを保有している者については、マイナンバーカードの本人認証機能を活用することで、手続きを全てオンラインで完結できるようにする。
- ・登録免許税/手数料の支払いについて、マイナポータルの公金決済機能を活用して納付できることとする。

[登録の申請時（免許取得時）]



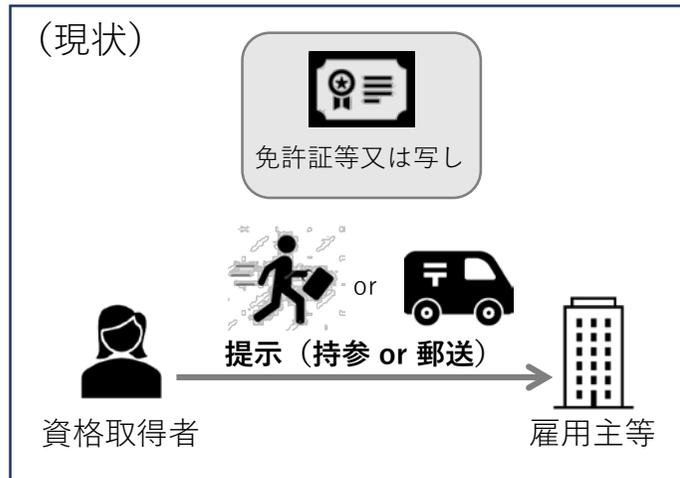
[登録事項（氏名、本籍地都道府県名、性別等）の変更時]



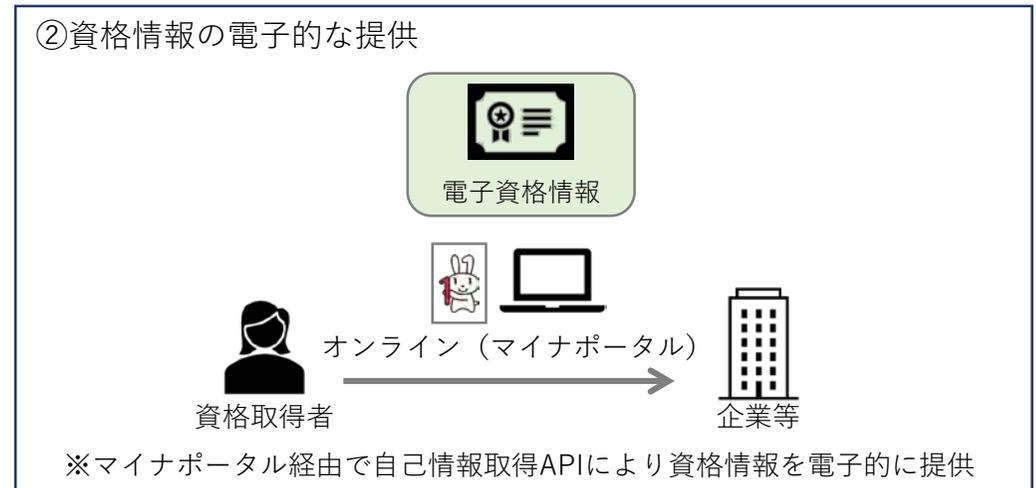
※マイナンバーカードを保有していない者等は、現状と同じ手続（持参又は郵送）をとることが必要となる。

論点2：マイナポータルを活用した資格所持の証明、提示

- 資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの本人認証を活用して証明、提示できるようにする（必要性の高い資格から順次導入）。
- ・資格取得者が、PCまたはカード読み取り機能の付いたスマートフォン等からマイナポータルにログイン後、本人の資格情報を照会・取得し、第三者に提供または提示する。

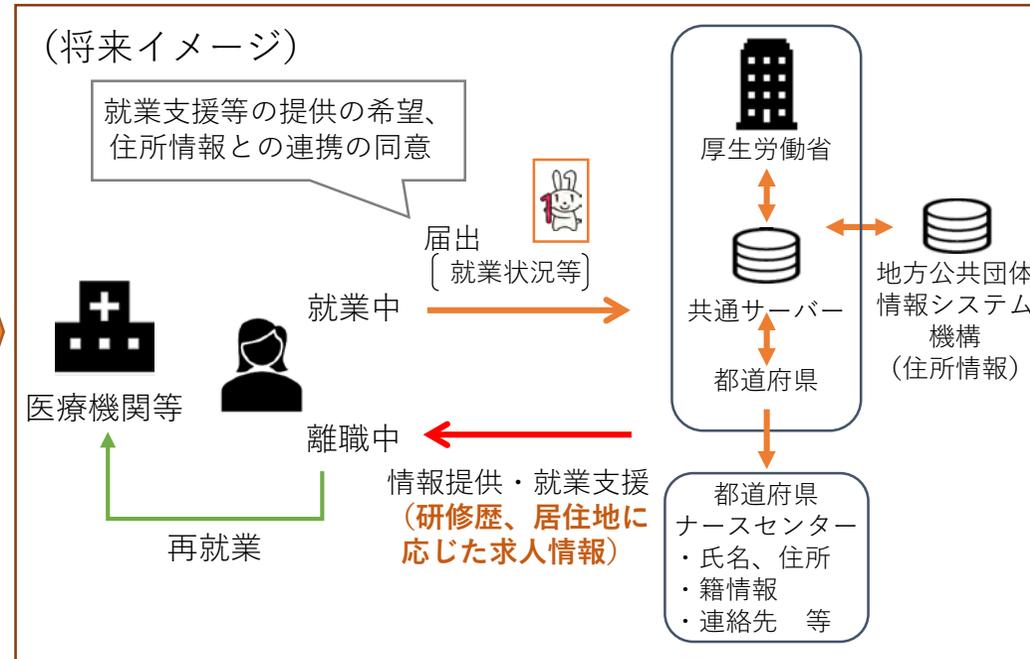
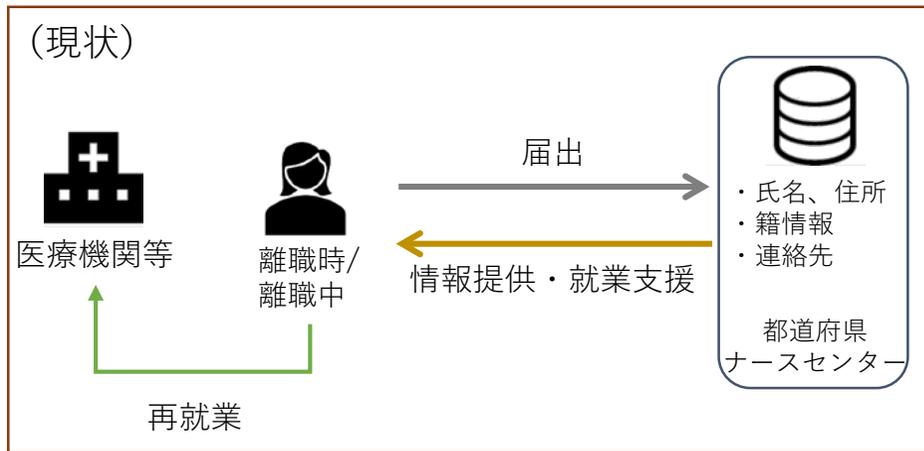


(導入後)



論点3：マイナンバー制度を活用した資格管理簿と就業届等の情報の突合による人材活用について

- 人材確保が課題である資格について、資格保有者本人による同意を前提とした上で、
 - ・資格保有者が定期的に届け出る就業状況と連携することで、潜在資格者の的確な特定と、効果的な就労支援に繋げる。
 - ・マイナンバー制度を活用したシステムを構築し、居住地に応じた人材活用や高い資質を備えた人材の活用に繋げる。



- (留意点)
- 既に資格保有している者については、これらの届出と併せてマイナンバーの登録が行えるよう検討。
 - 就業状況等の届出先は現行制度通り都道府県とし、国と都道府県が共通のサーバーを通して情報の共有化を図ることを想定。
 - 届出情報の充実やデジタル化等今後のあり方について別途検討。
 - 就業支援に必要な情報は、看護師等の同意を得た上でデータを活用する仕組みを検討。
 - 就業支援の具体的方法については、離職時の届出を含む現行スキームのあり方と併せ別途検討。

社会保障に係る資格別の免許証等発行数、変更届出件数

参考

職種	資格保有者数（※1）	免許証等発行数/年（※2）	変更届出件数/年（※2）	死亡届出数/年（※3）
医師	573,032	8,869	3,357	1,180
歯科医師	188,083	2,003	959	283
薬剤師	490,082	9,607	6,282	223
保健師	286,057	7,538	9,873	4
助産師	145,205	2,459	1,699	1
看護師	2,075,447	65,864	38,470	91
准看護師	304,479	10,379	不明	不明
理学療法士	172,252	10,970	3,046	0
作業療法士	94,420	5,100	2,314	0
視能訓練士	16,166	901	396	0
義肢装具士	5,516	235	17	0
言語聴覚士	32,833	2,087	957	0
臨床検査技師	202,255	3,916	2,036	3
臨床工学技士	45,631	2,324	423	0
診療放射線技師	88,728	2,473	759	1
歯科衛生士	289,940	7,804	5,677	1
歯科技工士	120,969	999	331	4
あん摩マッサージ指圧師	196,768	1,317	549	39
はり師	180,697	2,727	1,041	24
きゅう師	179,507	2,860	1,036	24
柔道整復師	82,048	4,118	685	21
救急救命士	61,771	2,544	191	1
介護福祉士	1,694,126	65,849	14,042	27
社会福祉士	238,855	12,270	2,791	4
精神保健福祉士	86,763	4,232	1,086	1
公認心理師	34,170	10,884	489	1
管理栄養士	244,487	10,291	5,801	2
栄養士	1,097,359	18,037	不明	不明
保育士	1,598,556	59,392	27,437	15
介護支援専門員	698,612	不明	不明	不明
社会保険労務士	42,887	2,154	3,808	144
計	11,263,222	340,203	135,552	2,094

（※1）令和元年12月時点。介護支援専門員は令和2年9月末時点。介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士は令和2年1月時点。社会保険労務士は令和元年度、准看護師は平成30年度。（※2）平成30年度。管理栄養士、公認心理師、社会保険労務士は令和元年度。（※3）平成29年度。公認心理師、管理栄養士、社会保険労務士は令和元年度、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士は平成30年度。